

令和4年度 朝日村結婚新生活支援事業

新婚生活を応援します！（最大30万円）

1. 補助対象条件

- 令和4年1月1日から令和5年3月31日までに入籍した方
 - ご夫婦の所得を合わせて400万円未満^(注)である方
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除
(注)「ご夫婦の所得400万円」を年収に換算すると、約540万円
 - ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である。
 - 朝日村に居住し、夫婦双方又は一方の住民票が朝日村にある方
 - その他、朝日村が定める要件を満たす方 ※詳細はホームページをご覧ください。
- ⇒以上5つ全てに「はい」の方は、補助を受けることができますが、審査により交付が決定されます。詳しくは下記へお問い合わせください



2. 対象となる費用

◇新居の住居費

- ア.新居の購入費
- イ.新居の家賃、敷金・礼金、仲介手数料等



◇新居への引越費用

- ウ.引越業者や運送業者に支払った引越費用

◇住居のリフォーム費用

- エ.リフォームに係る実費

ア～エを合わせて
1世帯あたり
最大30万円

3. 申請方法



具体的な申請方法については、お問合せ先に確認ください。また、3月中の申請に関しましては事前にご相談ください。
※申請締め切り 令和5年3月31日

4. 提出書類

- 婚姻届受領証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- 所得証明書(夫婦おひとりずつ)
- 【貸与型奨学金を返済した場合】返済したことがわかるもの
- 【結婚を機に転職・離職した場合】転職・離職した翌月の給与明細書、離職所
- 【住居費(賃貸)の場合】賃貸借契約書及び領収書の写し、住宅手当支給証明書(給与所得者全員分)
- 【住居費(購入)の場合】売買契約書及び領収書の写し
- 【引越しの場合】引越費用に係る領収書の写し
- 口座が確認できるもの(預金通帳又はキャッシュカード)の写し
- 【リフォームの場合】リフォームに係る領収書の写し

【お問合せ先】

朝日村役場 企画財政課 企画係
住所：東筑摩郡朝日村大字古見1555-1
電話番号：0263-99-4107(直通)